

平成22年度当初予算編成方針

I 国の予算編成と地方財政

昨年来の世界同時不況の影響を受け、依然として厳しい状況にある我が国経済は、当面、雇用情勢が悪化傾向で推移するものの、海外経済の改善により、景気は持ち直し傾向が続くことが期待されている。一方で、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクの存在が懸念されている。

国は、今年6月下旬、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）において、「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、「安心・活力・責任」の3つの目標を同時に達成するための筋道を示した。特に、財政健全化に向けては、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続するとともに、国・地方の債務残高の対GDP比の安定化や国・地方のプライマリー・バランス黒字化に関する新たな目標を掲げ、中長期的な取組姿勢を明確化した。この方針を受けて、平成22年度の概算要求基準（平成21年7月1日閣議了解）が示され、8月末までに各省庁から要求・要望が提出されたところであった。

しかしながら、総選挙の結果、成立した新政権では、この概算要求基準を廃止した上で、マニフェスト等に掲げられた政策を実現していくための新たな予算編成方針（平成21年9月29日閣議決定）が示され、改めて要求が提出されたところである。この方針では、徹底的に無駄を省き、不要不急な事業を根絶するほか、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出すとともに、既存予算をゼロベースで厳しく見直し、要求段階から積極的な減額を求めることとされている。

一方、地方財政については、平成22年度地方財政収支の10月仮試算（以下「仮試算」という。）においても、現下の経済情勢等から地方税及び地方交付税の原資となる国税5税の大幅な減収による財源不足額の拡大は改善せず、最大限の地方交付税の加算措置を講じない場合は、対前年度マイナスという地方にとって非常に厳しい見込みとなっていることに加え、今後の景気動向を踏まえると、更なる税収の落ち込みが懸念される場所である。

また、新政権のマニフェスト等に掲げる「地域主権」の実現に向け、国と地方の役割を見直し、地方に権限と財源を大幅に移譲するとともに、地方分権改革推進委員会第3次勧告等を踏まえ、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」や「国と地方の協議の場の法制化」の実現に取り組むこととされているが、「自動車関連諸税の暫定税率の廃止」や「補助金の一括交付金化」とともに、その内容や時期については現在検討されているところであり、今後の動向を注視するとともに、適切に対応していく必要がある。

さらには、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）が平成21年4月1日から全面施行されており、一般会計だけではなく、特別会計、公営企業会計、さらには公社、第三セクターまで含めた県全体の財政規律の強化を図ることが要請されている。

II 本県の財政事情

本県経済は、公共投資や生産活動など一部に下げ止まりの動きが見られるものの、弱い動きの個人消費や有効求人倍率が極めて低い水準にある雇用環境など、引き続き厳しい状況にある。

一方、本県の財政については、国の「三位一体の改革」による地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費の自然増等によって収支不足が拡大し、財政再建団体へ転落することが懸念されたため、平成19年6月に「宮崎県行財政改革大綱2007」（以下「大綱2007」という。）の財政改革プログラムを策定し、集中的な対策を実施しているところである。

これまで徹底した改革に取り組んでいるにもかかわらず、プログラム策定後の社会経済情勢の変化等によって収支不足額は拡大しつつあることから、引き続き、「大綱2007」に基づく各種改革を一層推進し、多額の収支不足額の圧縮と将来にわたって持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取組を着実に実行していく必要がある。

Ⅲ 予算編成の基本的な考え方

本県では、平成19年6月に策定した「新みやざき創造計画」において、「人口減少・少子高齢社会」、「安全・安心な生活を希求する成熟社会」及び「グローバルな経済・交流社会」の政策課題に対する優先的・重点的施策として「新みやざき創造戦略」を推進するとともに、「行政への信頼回復」及び「地方の自立を求める分権社会の確立」という行財政の課題に取り組み、県民総力戦による新しい宮崎の創造を推進しているところである。

また、昨年の世界的な金融危機の影響を受け、依然として厳しい状況にある本県の経済・雇用情勢に対応するため、「経済・雇用緊急対策」（平成20年12月26日策定）に引き続き、平成21年6月に取りまとめた「経済・雇用対策～未来の礎づくり」に基づき、企業の経営安定や雇用確保・就労支援などの緊急的な対策を実施するとともに、本県の未来の姿を考えた産業づくりや地域づくりなど、将来的な課題への対策を総合的に推進していくこととしている。

さらに、最近急ピッチで議論が進んでいる地方分権に関し、本県でも自己決定・自己責任による自立した行財政運営の実現を図っていくための取組が必要である。

このため、平成22年度当初予算の編成に当たっては、引き続き、「財政改革プログラム」の着実な実行により、収支不足の圧縮等を図るとともに、選択と集中の理念の下、「新みやざき創造戦略」に基づく施策のほか、経済や雇用の回復など緊急的な課題及び本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題に的確に対応するための施策について積極的な展開を図るものとする。

なお、新政権の成立により、今後、国の施策の見直しや制度改正など大きな変化が予想されるため、当面は、現行制度等を基に編成作業を進めるものとし、今後の作業の過程において、情報収集に努め、国の動向を的確に把握した上で、適切に対応していくものとする。

具体的な方針は、以下に定めるところによるものとする。

第 1 基本方針

1 財政改革の着実な実行

平成 22 年度は、「財政改革プログラム」の最終年度となるため、本県財政の健全化を一步でも先に進め、次のステップにつなげる観点から、拡大傾向にある収支不足をできるだけ圧縮し、基金取崩しに頼らない持続性のある財政構造へ転換していくことが喫緊の課題である。このため、引き続き、「財政改革プログラム」の着実な実行を最重要課題として取り組むものとする。

2 平成 22 年度重点施策の推進

財政が厳しい中であっても、本県が抱える政策課題に対応する優先度の高い施策については、積極的に推進する必要がある。このため、「新みやざき創造戦略」の推進及び県政の直面する課題の解決に向け、「平成 22 年度重点施策」を掲げ、緊急的な課題への対応として、①雇用の確保と就業支援、②地域医療の再生、③中山間地域の活性化、また、将来的な課題への対応として、④新たな産業の展開、⑤子育て支援と人材の育成、⑥低炭素社会の実現というテーマについて、重点的な措置を講ずるものとする。

3 役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行

施策の構築に当たっては、すべての事業について、その必要性はもちろんのこと、国、県、市町村、県民の間の役割分担のあり方を検証するとともに、県民への説明責任を果たせるよう、制度設計を行うものとする。

また、ボランティアや NPO 活動との連携・協働に積極的に取り組み、県民総力戦による施策の推進を図るものとする。

第 2 全般的事項

1 平成 22 年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成するものとする。

したがって、年度途中においては、制度改正に伴う経費、災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は行わないものとする。

また、国庫補助事業についても、原則として追加補正は行わないので、補助金等の追加申請の必要が生じた場合は、財政課と事前に十分調整を図るものとする。

2 予算要求に当たっては、各部ごとに予算体系表を作成の上、予算全体を通じた体系を整理するとともに、各課ごとに要求に当たっての基本的考え方及び平成22年度の重点的又は主要な施策等を明確にしておくものとする。

特に、複数の部局に関係する事務事業については、これまで以上に、関係部局間で調整し、整合性や効率性を確保するものとする。

また、各部次長をリーダーとした政策研究における検討結果についても、その活用を図るものとする。

3 新規・改善事業は、「新みやざき創造戦略」、県政の直面する課題等を踏まえ、選択と集中の理念の下、必要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案の上、真に必要と認められるものについて、重点的、効果的及び効率的に取り組むこととする。

なお、原則として、すべての事業に終期（原則3年、最長5年）を設定するものとする。

4 職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減等を図るとともに、現行制度の改善や窓口サービスの充実など、新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」を更に積極的に推進するものとする。

なお、「ゼロ予算施策」及び新規・改善事業については、職員提案の活用にも努めるものとする。

5 「大綱2007」において、知事部局をはじめ教育委員会、警察本部などすべての部門の職員を対象に、平成23年4月1日までに平成17年4月1日比で1,000人を純減する目標を掲げており、その確実な推進を図るため、行政組織の簡素合理化、事務処理の簡素効率化等に積極的に取り組むほか、アウトソーシングの一層の推進など行政運営の効率化に努めるものとする。

6 すべての事務事業について、国、県、市町村及び県民のそれぞれが果たす役割を的確に判断し、責任分野と負担区分の明確化を図るものとする。

また、市町村等地元負担を伴う事業の見積りに当たっては、事業内容、負担額等について、あらかじめ関係部局及び関係市町村等と十分な協議・調整を行うとともに、事業執行における関係市町村等への十分な情報提供のための措置を講ずるものとする。

- 7 厳しい財政事情にかんがみ、中・長期的見通しに立った財政運営に資するため、予算要求に当たっては、将来にわたる負担の推計に十分留意するものとし、また、国の基準付け等があり、削減等が難しいとされる扶助費や社会保障関係費についても、中・長期的に伸びを抑制する手法について検討を行うものとする
- 8 不適正な事務処理に対する反省を忘れることなく、引き続き、再発防止策を確実に実行するものとし、予算要求に当たっては、需用費や備品購入費の積算等について、さらに適正を期すものとする。
- 9 県民目線に立った県政推進のため、予算編成過程の透明性を向上させる観点から、引き続き、予算の要求状況等の公表のあり方について検討するものとする。
なお、予算要求に係る資料の作成に当たっては、県民への説明責任を十分果たせるものとするよう、留意するものとする。

第3 歳入に関する事項

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に配慮するものとする。

1 県税

税制改正、経済情勢の推移等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上するものとする。

また、常に、適正な課税、徴収率の向上及び滞納縮減に努め、積極的な税收確保に取り組むとともに、特に、個人県民税については、市町村との連携を密にした徴収対策を進めるものとする。

2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

地方財政対策、地方財政計画の概要等、国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上するものとする。

なお、平成22年度の地方交付税については、仮試算において、今年度と同じ「別枠」1兆円のほか、交付税率の引上げによる更なる加算措置を講じ、いわゆる出口ベース（地方団体への交付額）で今年度より1兆1千億円余の増加となっているが、このような措置が講じられない場合は、非常に厳しい見込みとなるため、特に留意する必要がある。

また、自動車関連諸税の暫定税率の廃止等による影響についても、国の動向に留意し、適切に対応していくものとする。

3 国庫支出金

県の政策目標、国の予算編成、行財政改革の動向等に留意の上、適正な収入見込額を計上するものとする。

なお、国においては、公共事業の見直しや新政権のマニフェスト等に掲げる制度の新設・見直しを検討することとしているため、その動向には十分に留意し、適切に対応していくものとする。

4 県債

「財政改革プログラム」に基づき、財政の健全性を確保するため、国の公共事業等に係る歳出見直しの動きも見極めながら、特例的な県債等を除き、可能な限り県債発行額の抑制に努めることとし、適正な充当見込額を計上するものとする。

5 分担金及び負担金

事業の性格、受益の限度、他県の状況等を十分に検討し、負担割合の適正化を図るとともに、年度内において適切な納期を設定し、適正な収入見込額を計上するものとする。

6 使用料及び手数料

経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即して、受益者負担の適正化の観点から徹底した見直しを行い、歳入の確保に努めるとともに、適正な収入見込額を予算計上するものとし、原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料のすべてについて見直しの対象とするものとする。

また、県有財産の使用料・貸付料について、既存料金の積算根拠の精査、減免措置の必要性の確認等を行うとともに、新たな使用料・手数料の設定について検討するものとする。

7 財産収入

不用遊休財産については、売却を推進するとともに、短期的に売却が困難なもの等については、短期貸付等による有効活用を検討するものとする。

また、生産物については、時価による処分による適正な収入の確保に努め、財産の貸付けについても、低廉なものは改定するなど見直しを行うものとする。

さらに、基金については、確実かつ最も有利な運用に努めるとともに、適正な収入見込額を計上するものとする。

8 その他

過年度収入については、整理計画を立て、積極的に収入の確保を図るとともに、その他の諸収入についても新たな収入策の導入を図るなど、積極的に収入増に努めるものとする。

また、特定目的基金については、設置目的に沿った取崩し等による活用を図るとともに、県民ニーズの変化等により必要性が低下した基金については、廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。

なお、経済対策等を目的として国の平成20年度及び平成21年度の補正予算により措置された各種基金の対象事業について、平成22年度の予算化に当たっては、基金の目的に沿って計画的かつ有効な活用を図るものとする。

第4 歳出に関する事項

歳出に関しては、義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意するものとする。

なお、今後、国における予算措置の状況や制度改正等の検討状況など、その動向等を見極めた上で、編成過程において適切に対応していくものとする。

1 予算要求限度額

「財政改革プログラム」の着実な取組及び事務事業の見直しによる財源捻出を図る観点から、平成22年度の当初予算要求においても限度額を設定することとし、県債充当前の一般財源（以下「一般財源額」という。）を基準として次のとおりとする。

なお、予算要求限度額については、各部局における事務事業の見直しの実績等を踏まえるものとする。その場合において、設定された終期の到来前に積極的に休止し、又は廃止する事業にあつては、休・廃止額（今年度当初予算額）の1.5倍を、積極的な歳入確保策（自然増を除く。）にあつては、増収見込額の2分の1を見直し額の実績に含めるものとする。

(1) 公共事業費

① 補助公共事業費（地方道路交付金事業を含む。）

「財政改革プログラム」を踏まえ、平成21年度当初予算における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の95%の範囲内とする。

② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は、所要額とし、別途、財政課と協議するものとする。

公共施設の維持管理経費以外の経費については、今年度当初予算額の95%の範囲内とする。

③ 直轄事業負担金（市町村等分担金・負担金を除く。）

直轄高速自動車国道事業負担金は、所要額とし、別途、財政課と協議するものとする。

直轄高速自動車国道事業負担金以外の経費については、「財政改革プログラム」を踏まえ、今年度当初予算額（市町村等分担金・負担金を除く。）の95%の範囲内とする。ただし、やむを得ずこの範囲を超えて要求せざるを得ない場合は、超える分について、別途、財政課と協議するものとする。

④ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮し、適切な事業費とする。

(2) その他の経費

次に掲げる経費を除き、今年度当初予算額の75%の範囲内とする。

① 庁舎等維持管理基本経費については、今年度当初予算額の97%の範囲内とする。

② 既に設定された債務負担行為の歳出化に係る経費については、必要かつ最小限度の所要額とする。

③ 新規・改善事業に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途配分する要求枠の範囲内とする。ただし、「平成22年度重点施策」に係る新規・改善事業については、一般財源額を3分の2で換算の上、要求することができる。

④ いわゆる箱物の建設は、「財政改革プログラム」に基づき、新規着工を凍結する。ただし、県民にとって必要性が特に高く、緊急性があるものについては、別途、財政課と協議するものとする。

2 経費の属性区分

次に掲げる固定的経費等については、経費の属性区分について厳格なチェックを行った上で、事業継続の必要性や制度のあり方、国、市町村、県民との役割分担や負担割合まで踏み込んだ見直し等を行い、徹底した歳出の抑制を図るものとする。

- ・ 人件費、扶助費及び公債費並びに法令等に基づく義務的経費
- ・ 指定交付金
- ・ 既存負担金
- ・ 人件費に準ずる経費
- ・ 臨時経費

3 人件費

給与関係経費は、歳出の大きなウエイトを占め、その動向が財政運営に重大な影響を与え、財政硬直化の要因ともなるので、「大綱2007」に基づき、職員数及び給与の削減を図ることとする。

したがって、事業量の増大等については、事務の簡素合理化、民間への委託、職員の適正配置等により対応するものとする。

4 補助公共事業費

国の予算編成の動向に留意し、枠的な積算でなく、個別事業ごとに検討を行い、国及び市町村との関連性及び投資効果を十分に考慮の上、長期的観点から重点的かつ効率的な投資が行われるよう、事業計画を立てるものとする。

また、公共事業評価や「宮崎県公共事業コスト構造改革プラン」（平成16年11月策定）に基づき、コスト縮減の一層の推進を図るものとする。

5 県単独公共事業費

事業の必要性、緊急性、補助公共事業等との関連等について個別事業ごとに十分検討し、真に県民生活の質の向上、地域の活性化に資するものに限り重点的に措置するものとする。

6 国直轄事業負担金

国における制度改正や予算編成の動向を的確に把握し、事業の優先度を考慮の上、重点的かつ計画的に措置するものとする。

7 一般国庫補助事業費

国の歳出見直しに関連して、補助金等の廃止・縮小、補助基準の見直し等の動向を十分把握するとともに、事業の緊急性、効果等を検討の上、事業の選択を行うものとする。

特に、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 国庫補助金が廃止し、又は縮小される事業については、県費振替による実施は認めないこととするので、事業そのものを廃止し、又は縮小するものとする。
- (2) 国庫補助金が統合し、又はメニュー化される事業については、対象事業の緊急性、事業効果等を十分に検討し、また、県費負担額、補助率等が明確でないものについては、特に慎重に対処するものとする。
- (3) 県費による継ぎ足し補助は、原則として、廃止するものとする。

8 物件費等

事務事業の徹底した見直しとともに、需用費、旅費その他の経費節約のための様々な工夫等を行い、必要最小限度の経費となるよう、努めるものとする。

特に、IT調達関係経費については、平成19年度から本運用している「IT調達の標準化」により調達経費の節減・効率化を図るものとし、対象となるシステム等については、「IT調達の標準化の本運用について」（平成19年3月29日付け財政課長・情報政策課長通知）に基づき、事前に情報政策課へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討するものとする。

また、指定管理者制度導入施設に係る委託経費等については、運営の状況を十分把握し、適正な規模であるか検証するものとする。

さらに、不適正な事務処理の再発防止策として、調整事務費については、別途通知するところにより、また、「メリットシステム」については、各部署における平成21年度予算一般事務費の執行残額の実績に応じて、措置するものとする。

このほか、国の外郭団体をはじめ各種団体への負担金については、その加入に係る受益との均衡を考慮し、必要性を含め再検討するものとする。

9 県単独補助金

施策の選択と集中を図るため、すべての補助金について、「事業仕分け」の観点にも留意し、県民の意見等を参考にしながら、補助の目的、効果等について客観的な分析・再検討を加え、次に掲げる基準により、ゼロベースからの徹底した見直しを行うものとする。

なお、見直しに当たっては、事前に関係団体等に十分な説明を行うものとする。

(1) 補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果の少なくなったもの、本来、国、市町村又は県民が実施すべきもの及び末端の補助額が零細なものと認められる補助金については、原則として、廃止するものとする。

(2) 多額の一般財源を要する補助金及び長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、補助金の廃止・縮小、補助率の見直し、終期の設定等を検討するものとする。

(3) 他部課の所管事業を含め同種・類似の事業を行っているもの、統合により事業効果が高まると考えられるもの及び交付先が同一であり、事務の合理化が図られるものについては、整理統合による補助金の簡素化・重点化を進めるものとする。

(4) 各種団体に対する運営費補助金については、団体自体における自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は、措置しないものとする。

なお、検討に当たっては、今年度行われている「宮崎県公社等改革指針」の見直し作業の内容に十分留意するものとする。

(5) 市町村に対する補助金については、市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した制度への見直しを行うものとする。

また、市町村等が事業主体となる補助公共事業等（補助公共事業に類する構造改善事業等を含む。）に係る市町村負担については、法令等によって定められ、地方債及び地方交付税によつて的確な財政措置が講じられているものであり、当該負担割合を超えて県が任意に行っている県費継ぎ足し補助金は、措置が重複することになるため、原則として、廃止等の見直しを行うものとする。

なお、このような見直しを行うことについては、事前に市町村等関係機関にも十分な説明を行うものとする。

10 貸付金

県の資金管理に及ぼす影響が大きいので、貸付金の目的や効果、資金需要、金融情勢等を考慮の上、貸付の対象、方法及び条件、金融機関の協調等について検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに、その規模について、過去の予算計上実績にこだわることなく必要最小限度にとどめるものとする。

また、貸付時期について資金の効率的活用の観点から検討を加え、資金管理上、分割等の方法も取り入れ、適切な時期に適正な額を貸し付けるものとする。

さらに、貸付金が不良債権化することのないよう、回収には万全を期するものとする。

11 債務負担行為等の設定

後年度に財政負担が義務付けられ、財政運営を圧迫する要因となる債務負担行為は、財政健全化法に基づく「将来負担比率」の算定対象とされ、厳格な対応を必要とするものであることから、長期的視点に立って、対象事業及びその限度額について十分に精査するものとし、安易な設定を行わないものとする。

なお、損失補償及び債務保証についても、後年度に県財政に負担を及ぼすおそれがあるので、特に慎重に対処するものとする。

12 事業終期の設定

既定の事業のうち、終期の設定がないものについては、定期的な見直しを行う観点から、事業の内容等を十分に検討し、原則として、終期（原則3年、最長5年）を設定するものとする。

第5 特別会計、公営企業会計等に関する事項

- 1 特別会計及び公営企業会計については、繰出基準に基づき一般会計が負担すべきとされている経費を除き、独立採算で運営しなければならないとされていることを念頭に措置するものとする。

- 2 特別会計の規模については、事業執行に当たって適正なものとし、多大な滞留金や余剰金がないか検証を行い、生じている場合には、原則として、一般会計への繰入れを行うものとする。
- 3 公営企業会計については、経営基盤の安定と地域住民サービス確保のため、経営の現状及び今後の見通しについて徹底した検討を行い、独立採算を前提に、その合理化・効率化を図るなど経営の健全化を推進するものとする。

特に、県立病院事業については、経営の健全化をより一層図り、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため、「宮崎県病院事業中期経営計画」（平成18年8月策定）の着実な推進を図るものとする。
- 4 県が出資等を行っている公社等に対しては、「宮崎県公社等改革指針」（平成19年3月改訂）に基づき、組織体制、運営方法、事務事業の見直しなどを指導することにより、経営の効率化、自立化への取組等を促進し、県財政支出の削減を図るものとする。

また、今年度行われている見直し作業の内容を踏まえ、見直し後の指針に基づく指導が効果的に実施できるよう、十分に留意するものとする。
- 5 財政健全化法の趣旨を踏まえ、特別会計、公営企業会計のほか、公社や第三セクターまで含めた県全体の財政規律の状況を検証する必要があることから、それらの財政状況、債務保証のあり方等について、十分に留意するものとする。